

佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事

図面リスト

意匠図		機械設備	
A-01	特記仕様書（建築改修工事編）（1）	M-01	特記仕様書（1）
A-02	付近見取図、配置図、工事概要、仕上表	M-02	特記仕様書（2）
A-03	1階平面図、1階天井伏図	M-03	特記仕様書（3）
A-04	断面図	M-04	1階空調平面図（改修前）
		M-05	1階空調平面図（改修後）
		電気設備	
		E-01	電気設備特記仕様書
		E-02	動力盤回路図 改修前・後 電気設備機材指定表
		E-03	動力設備改修 1階平面図

特記仕様書（建築改修工事編）	
I 工事概要	
1. 工事場所	香南市野市町母代寺71番地1 (都市計画区域 (内)・外)
2. 敷地面積	1547.91 m ²
3. 構造・規模	鉄骨造一部2階
4. 建築面積	496.54 m ²
5. 延床面積	495.68 m ²
6. 主要用途	地区集会所
II 建築改修工事仕様	
1. 共通仕様	
(1)	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という）による。
(2)	電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備改修工事の仕様書は()図、機械設備改修工事の仕様書は()図による。
(3)	受注者は完了検査（中間検査を含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意すること。
2. 特記仕様	
(1)	項目は、○印の付いたものを適用する。
(2)	特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
(3)	特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4)	特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(5)	〔G〕印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。
(6)	標準仕様書又は改修標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

1 各 章 共 通 事 項	○適用基準及び区分	<p>※ 建築工事監理指針（上下巻） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）</p> <p>※ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）</p> <p>・ 鉄骨設計標準図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>・ 鉄骨工事技術指針 工場製作編 工事現場施工編 日本建築学会</p> <p>※ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）</p> <p>※ 建設副産物適正処理推進要綱</p> <p>※ 建築材料等評価名簿 国土交通大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>※ 工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 国土交通大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する。 区分等 基準風速 Vo= () m/s 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）</p>	
	・電気保安技術者	・適用する ・適用しない	[1.3.3]
	○施工条件	<p>施工時間帯 ※指定なし ○指定有り（ 施設管理者との協議による。 ）</p> <p>部位別の施工順序 ※指定なし ・指定有り（ ）</p>	[1.3.5]
	○発生材の処理	<p>・引き渡しを要するもの（ ）</p> <p>・特定管理産業廃棄物（種類： 処理方法： ）</p> <p>・現場において再利用を図るもの（ ）</p> <p>・再生資源化を図るもの（ ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材）</p> <p>※廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。</p>	[1.3.12]
○材料の品質等	<p>[1.4.2]</p> <p>本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1）から6）の事項を満たすものとする</p> <p>1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること</p> <p>2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること</p> <p>3）安定的な供給が可能であること</p> <p>4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること</p> <p>5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること</p> <p>6）販売、保守等の営業体制が整えられていること</p> <p>なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品及び同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。</p> <p>製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、平成19年3月30日付け18高建管第881号「土木部発注工事で使用する木材の合法性の確認について（通知）」による証明書等を、監督職員に提出する。</p>		
・石綿含有建材の調査	<p>調査 [1.5.1]</p> <p>※ 石綿含有建材の事前調査</p> <p>工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。</p> <p>賞与資料（ ）</p> <p>・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロソライト、トレモライト</p>		

分析方法		
材 料 名	定性分析 (JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4)
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
サンプル数	1箇所あたり3サンプル	
採取箇所	・ 図示 ・	
調査項目	・ 防水改修 ・ 外壁改修 ・ () [1.6.2]	
調査範囲	※ 図示	
調査方法	※ テストハンマーによる打診及び目視 ・ 図示 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する。 （必要に応じ写真等を添付する）	
既存部分の破壊を行った場合の補修方法	※ 図示 [1.6.3]	
	[1.7.2]	
工事種目	技能検定職種	技能検定作業の種別
仮設工事	とび	・ とび作業
防水改修工事	防水施工	<p>・ アスファルト防水工事業業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事業業</p> <p>・ アクリルゴム系塗膜防水工事業業</p> <p>・ 合成ゴムシート防水工事業業</p> <p>・ 塩化ビニルシート防水工事業業 ・ セメント系防水工事業業</p> <p>・ シーリング防水工事業業 ・ FRP防水工事業業</p> <p>・ 改質アスファルトシート工法防水工事業業</p> <p>・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業業</p>
	建築板金	・ 内外装板金作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事業業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事業業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	・ 大工工事業業
	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事業業
	建築板金	・ 内外装板金作業
	内装仕上施工	<p>・ プラスチック系床仕上げ工事業業 ・ カーペット系床仕上げ作業</p> <p>・ 木質系床仕上げ工事業業 ・ ボード仕上げ工事業業</p> <p>・ 化粧フィルム工事業業</p>
	熱絶縁施工	・ 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事業業
	表装	・ 壁装作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
	型枠施工	・ 型枠工事業業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事業業
	鉄工	・ 構造物鉄工作業
	とび	・ とび作業
環境配慮改修工事	配管	・ 建築配管作業
	路面表示施工	・ 溶融ペイントマーカ工事業業 ・ 加熱ペイントマーカ工事業業
	造園	・ 造園工事業業
	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること	[1.7.9]
・室内空気中の化学物質の濃度測定	測定対象室及び測定箇所数 ※ 図示（仕上備考欄） ・ () 箇所	
・室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	<p>※ 屋内に使用する材料は、揮発性有機化合物（VOC）の放散による健康への影響に配慮し、次の条件を満たすものとする。</p> <p>対象建築材料等 使用制限</p> <p>① 合板、木質フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層板、MDF、パネチカルボード、ユリア樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上り塗材</p> <p>F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする</p> <p>② 塗料</p> <p>ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものである</p> <p>③ 木材保存剤（防蟻処理、防蟻処理等）</p> <p>クロロピリホス、タリジン、フェノカルブを含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後現場搬入する</p> <p>④ 内装用接着剤、木工用接着剤</p> <p>1）ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していないものとする</p> <p>2）フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする</p> <p>⑤ 家具、書架、実験台、什器、化粧洗面台、流し台</p> <p>①②③④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆は同等品を使用する</p>	
	室内に関わる材料は（上記①～⑤及び建具、シール材、その他でその接着剤や塗料の溶剤まで含む）については、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、クロロピリホス、タリジン、フェノカルブの有無または成分について一覧表に記入し、その資料を添付して提出するものとする。	

○完成時の提出図書	<p>※ 完成図（配置図、各階平面図、各立面図、断面図、仕上表）CADデータ（CD-R）とも 記入内容は標準仕様書表1.7.1による。仕上表には、メーカー名及び品番、色番号等を記入する。</p> <p>※ 施工計画書（A4ファイル縦じ 提出部数：1部）</p> <p>※ 施工図（CADデータ 提出部数：1部）</p> <p>※ 保全に関する資料（提出部数 ※1部 部）</p> <p>※ 工事写真・完成写真 写真データ（CD-R）とも</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分類規格</th> <th>提出部数</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前及び工事中</td> <td>カラー ※サービス版</td> <td>1枚</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完成時</td> <td>カラー ※キャビネ版</td> <td>1枚</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>カラー ・全紙版（73額縁入）</td> <td>1枚</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事写真については、隠蔽となる部分は全て撮影すること。 デジタル写真の仕様は1適用基準及び区分の工事写真撮影ガイドブックによる。 ※ 上記の他、完成写真内外6面程度（カラーサービス版）、及びその画像データを完成検査時に1部提出する。 ※ 電子納品とする場合は、「高知県電子納品運用に関するガイドライン工事編」により、予め監督職員と協議を行う。</p> <p>標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>・ 特別な材料の工法</p> <p>・ 見本施工</p> <p>○ 施工図及び施工計画書</p> <p>○ 設備工事との取り合い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工範囲</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁貫通部の補強</td> <td>※ 本工事 ・ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>梁貫通部のスリーブ</td> <td>・ 本工事 ※ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、フロアベンジ</td> <td>※ 本工事 ・ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強</td> <td>※ 本工事 ・ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地</td> <td>・ 本工事 ※ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>埋込形電盤、消火栓等の仮枠及び補強</td> <td>仮枠 補強 ・ 本工事 ※ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート</td> <td>・ 本工事 ※ 別途工事</td> </tr> <tr> <td>電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）</td> <td>※ 本工事 ・ 別途工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 撤去部分</p> <p>コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則として「イモント」カッター切りとする</p>	区 分	分類規格	提出部数	部 数	着工前及び工事中	カラー ※サービス版	1枚	1部	完成時	カラー ※キャビネ版	1枚	1部	カラー ・全紙版（73額縁入）	1枚	1部	施工範囲	区 分	梁貫通部の補強	※ 本工事 ・ 別途工事	梁貫通部のスリーブ	・ 本工事 ※ 別途工事	自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、フロアベンジ	※ 本工事 ・ 別途工事	天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強	※ 本工事 ・ 別途工事	軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地	・ 本工事 ※ 別途工事	埋込形電盤、消火栓等の仮枠及び補強	仮枠 補強 ・ 本工事 ※ 別途工事	照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・ 本工事 ※ 別途工事	電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）	※ 本工事 ・ 別途工事	
区 分	分類規格	提出部数	部 数																																
着工前及び工事中	カラー ※サービス版	1枚	1部																																
完成時	カラー ※キャビネ版	1枚	1部																																
	カラー ・全紙版（73額縁入）	1枚	1部																																
施工範囲	区 分																																		
梁貫通部の補強	※ 本工事 ・ 別途工事																																		
梁貫通部のスリーブ	・ 本工事 ※ 別途工事																																		
自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、フロアベンジ	※ 本工事 ・ 別途工事																																		
天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強	※ 本工事 ・ 別途工事																																		
軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地	・ 本工事 ※ 別途工事																																		
埋込形電盤、消火栓等の仮枠及び補強	仮枠 補強 ・ 本工事 ※ 別途工事																																		
照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・ 本工事 ※ 別途工事																																		
電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）	※ 本工事 ・ 別途工事																																		
2 仮 設 工 事	<p>○ 足場等 [2.2.1]</p> <p>足場を設ける場合、改修標準仕様書2.2.1によるほか、設置においては、「手すり先行工法に関するガイドライン」別紙1（手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場に設ける防護シート等</p> <p>・ 養生シート ※ JISA8952のⅠ類に適合するもの （建築工事に用いるシートでシートだけで落下物の危害防止に使用できるもの）</p> <p>・ 防音シート ・ 採光防音シート ・ 養生ネット</p> <p>○ 既存部分の養生 [2.3.1]</p> <p>既存部分の養生方法 ※ ビニルシート等 ・ ()</p> <p>既存家具等の養生方法 ※ ビニルシート等 ・ ()</p> <p>既存「ブラインド」、カーテン等の養生方法及び保管場所 ・ 図示 ()</p> <p>固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・ 行う (図示：)</p> <p>・ 仮設間仕切り [2.3.2][表2.3.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>下 地</th> <th>仕上材（厚さ mm）</th> <th>充てん材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・ A種</td> <td rowspan="2">・ 木下地 ※ 軽量鉄骨</td> <td>※ せっこうボード（※9.5 ・ ）</td> <td>厚さ mm</td> <td>・ 片面</td> </tr> <tr> <td>・ 合板（※9.0 ・ ）</td> <td></td> <td>※ 無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ B種</td> <td rowspan="2">・ 木下地 ※ 軽量鉄骨</td> <td>※ せっこうボード（※9.5 ・ ）</td> <td></td> <td>・ 片面</td> </tr> <tr> <td>・ 合板（※9.0 ・ ）</td> <td></td> <td>※ 無し</td> </tr> <tr> <td>・ C種</td> <td>単管下地</td> <td>防災シート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 仮設扉</td> <td rowspan="2">※ 木製扉</td> <td>※ 合板張り程度 ・</td> <td></td> <td>※ 無し</td> </tr> <tr> <td>・ 鋼製扉</td> <td>※ 片面フラッシュ程度 ・</td> <td>・ 有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 監督職員事務所 [2.4.1]</p> <p>・ 設ける</p> <p>・ 構内に新設する（規模及び仕上の程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による）</p> <p>・ 既存建物内の一部を使用する（場所 ）</p> <p>※ 設けない</p> <p>○ 工事用水</p> <p>構内既存の施設 ※ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償） ○ 利用できない</p> <p>○ 工事用電力</p> <p>構内既存の施設 ※ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償） ○ 利用できない</p>	種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗 装	・ A種	・ 木下地 ※ 軽量鉄骨	※ せっこうボード（※9.5 ・ ）	厚さ mm	・ 片面	・ 合板（※9.0 ・ ）		※ 無し	・ B種	・ 木下地 ※ 軽量鉄骨	※ せっこうボード（※9.5 ・ ）		・ 片面	・ 合板（※9.0 ・ ）		※ 無し	・ C種	単管下地	防災シート			・ 仮設扉	※ 木製扉	※ 合板張り程度 ・		※ 無し	・ 鋼製扉	※ 片面フラッシュ程度 ・	・ 有り
種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗 装																															
・ A種	・ 木下地 ※ 軽量鉄骨	※ せっこうボード（※9.5 ・ ）	厚さ mm	・ 片面																															
		・ 合板（※9.0 ・ ）		※ 無し																															
・ B種	・ 木下地 ※ 軽量鉄骨	※ せっこうボード（※9.5 ・ ）		・ 片面																															
		・ 合板（※9.0 ・ ）		※ 無し																															
・ C種	単管下地	防災シート																																	
・ 仮設扉	※ 木製扉	※ 合板張り程度 ・		※ 無し																															
		・ 鋼製扉	※ 片面フラッシュ程度 ・	・ 有り																															
工事名	佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事	令和4年度版	高知県土木部建築課																																
図面名	特記仕様書（建築改修工事編）（1）	令和 5年7月改正																																	
	<p>一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室</p> <p>高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学</p>	<p>縮尺</p> <p>NO.</p> <p>日付 R7・7月</p> <p>担当 製図</p> <p>A 〇 1</p>																																	

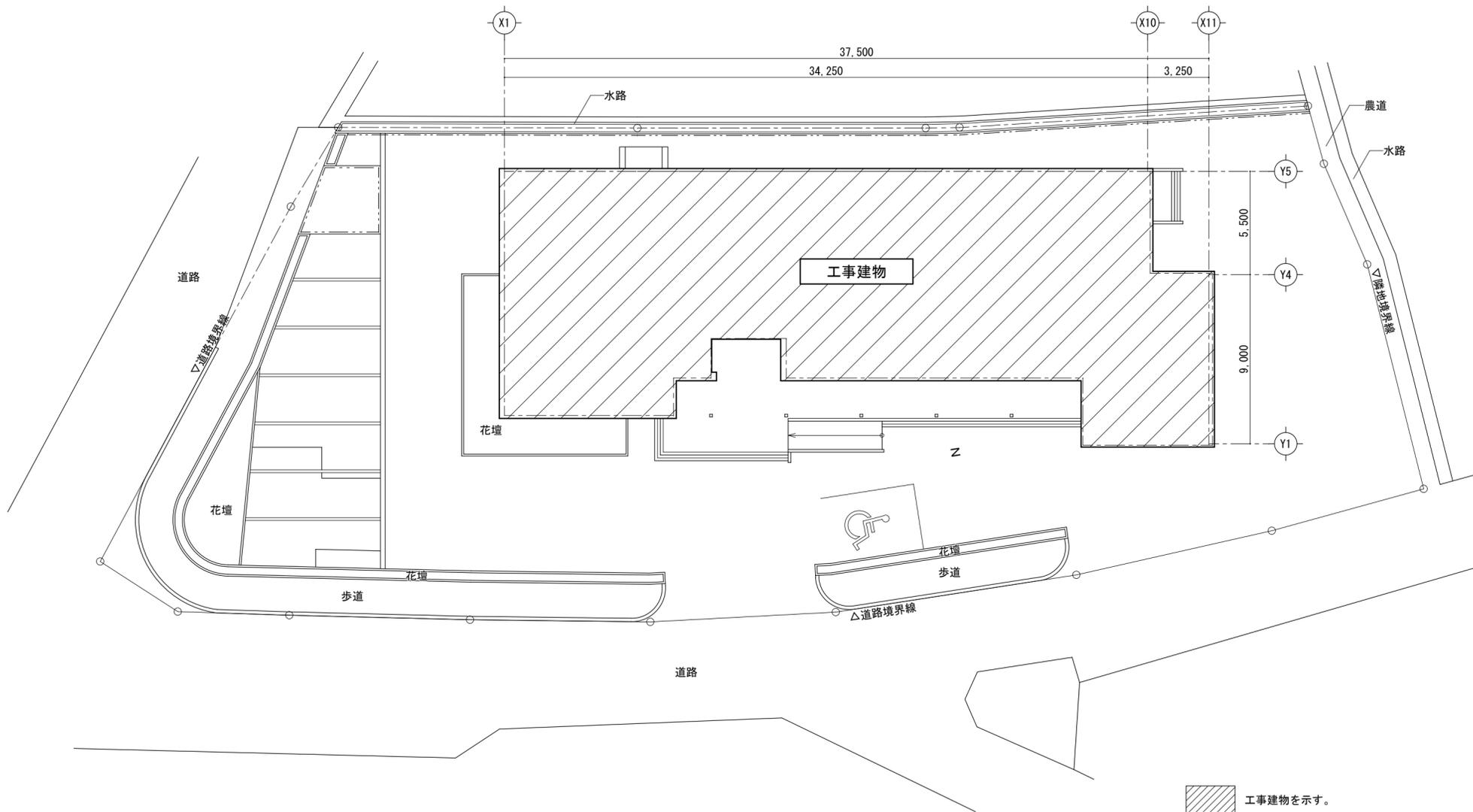


工事場所：香南市野市町母代寺71番地1

付近案内図

工事概要

1. 多目的ホール、研修室の空調機器の取替
2. 電気盤内ブレーカーの交換



工事建物を示す。

配置図 S=1:200

仕上表

階	室名	天井高さ	床	巾木	壁	天井	備考
1階	多目的ホール	4.290	長尺塩ビシート(7)2.0貼り	木製巾木 H=75	ビニルクロス貼り	軽鉄下地 石膏ボード(7)9.5捨張り下地 ロックウール(7)12.0張り	
	研修室	2.600	タタミ敷き	タタミ寄せ	しな合板(7)5.5張り	軽鉄下地 化粧せつこうボード(7)9.5張り 目透かし	

A2→A3(71%縮小)

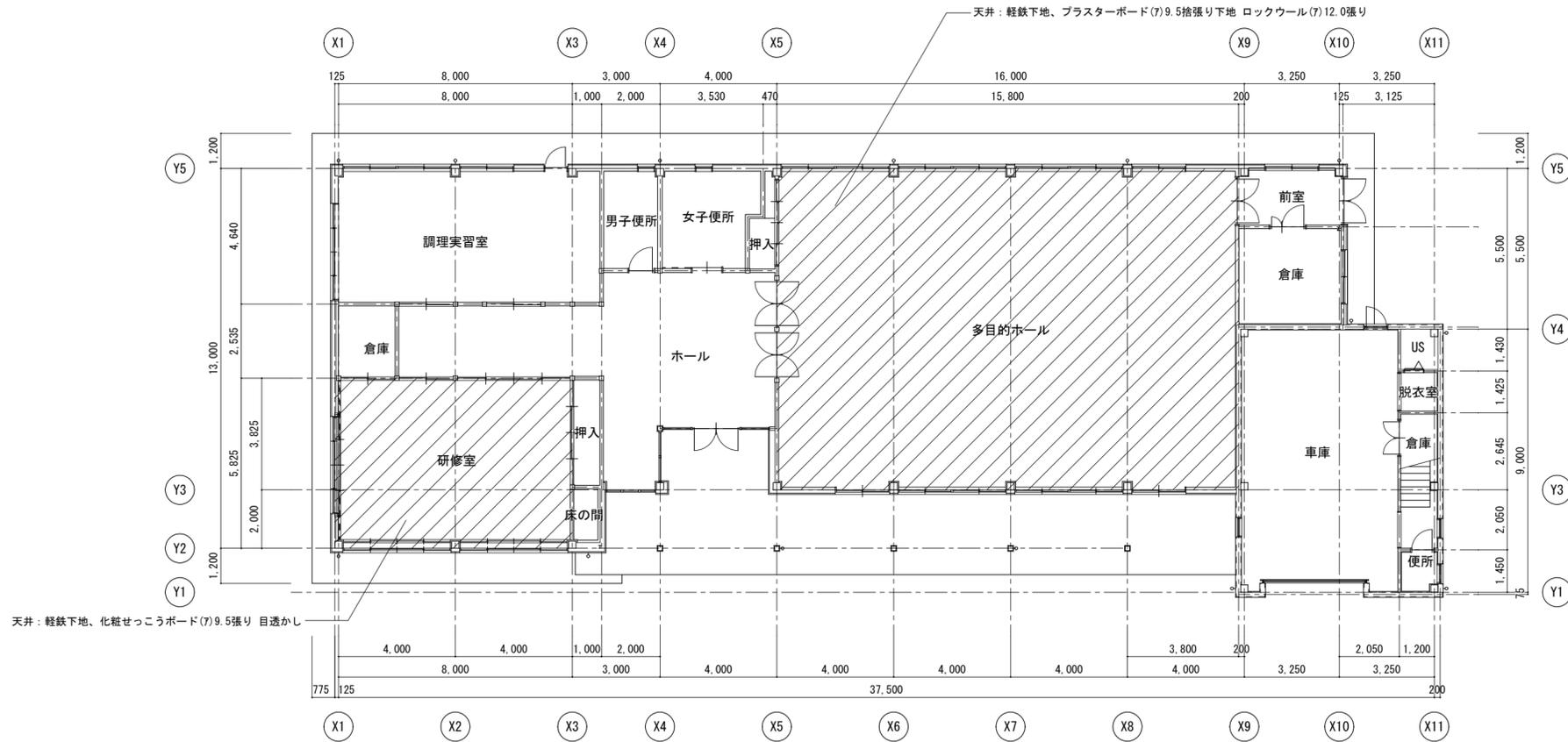
工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事

図面名 配置図、付近案内図、工事概要、仕上表

日付 R7-7月 縮尺 1/200 図面番号 A-02

一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室

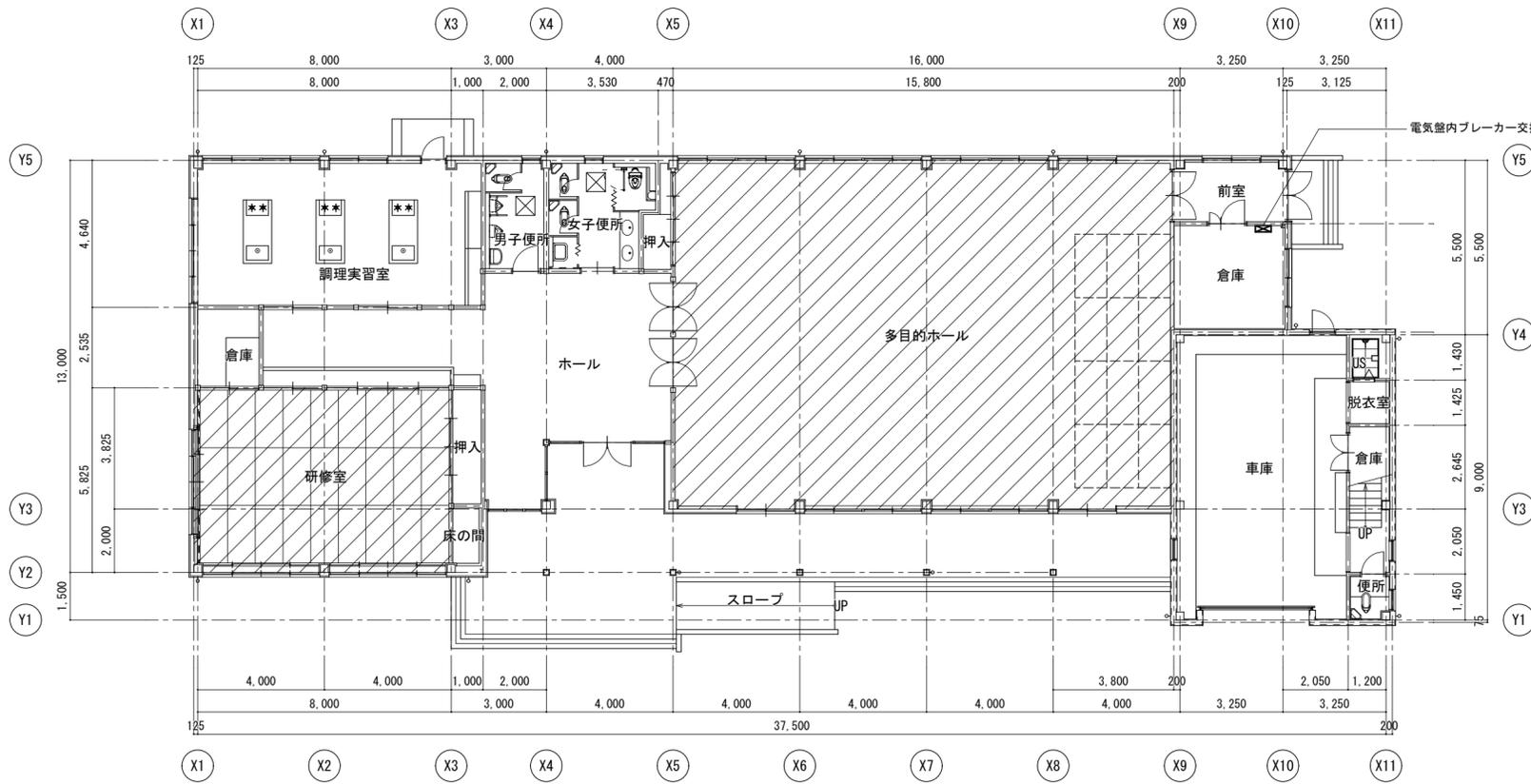
高知県高知市神田1060-1
TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号
FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学



- ① 既存空調機器撤去時等に軽鉄下地調査を行うこと。
- ② 上記調査の結果、天井ふところ1.5m以上の場合、必要に応じて吊りボルトの補強を行うこと。(変更対象)

改修範囲を示す。

1階天井伏図 S=1:150



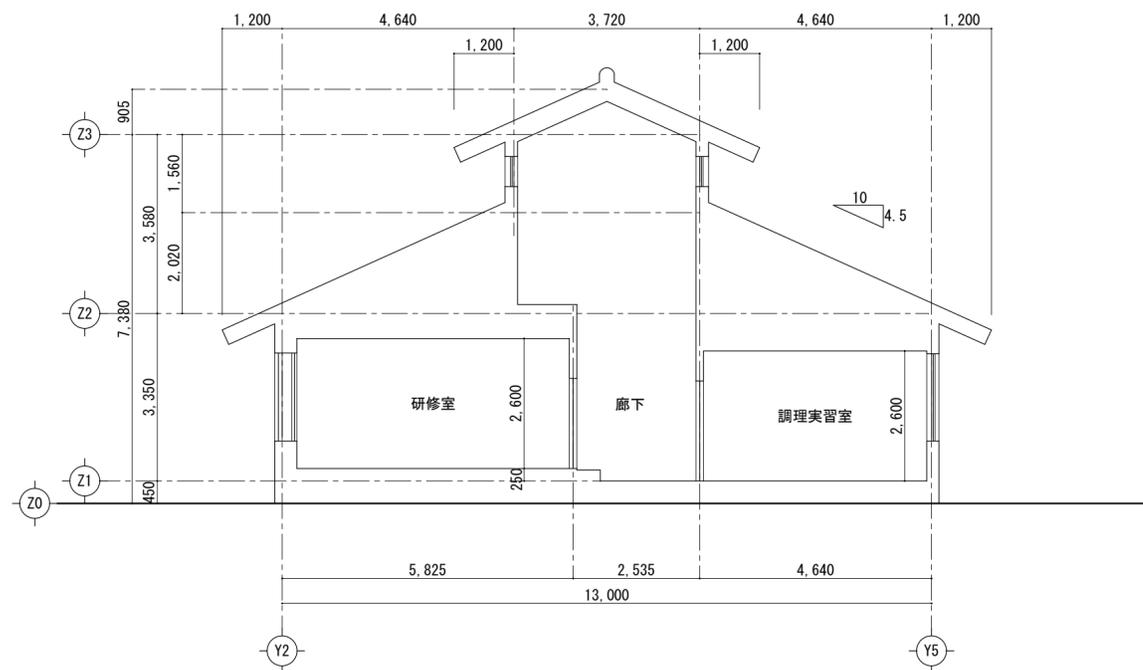
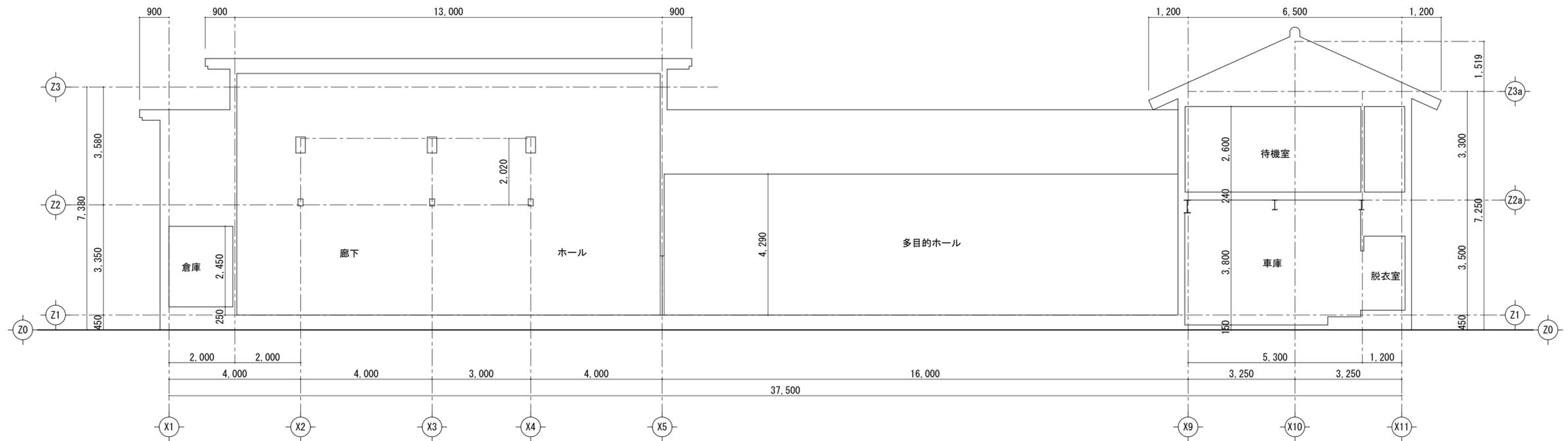
改修範囲を示す。

1階平面図 S=1:150

A2-A3 (71%縮小)

工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事		
図面名 1階平面図、1階天井伏図		
日付 R7-7月	縮尺 1/150	図面番号 A-03

一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室	
高知県高知市神田1060-1	
TEL 088-821-9893	一級建築士事務所 高知県知事登録1135号
FAX 088-821-9894	一級建築士 第251773号 安岡 学

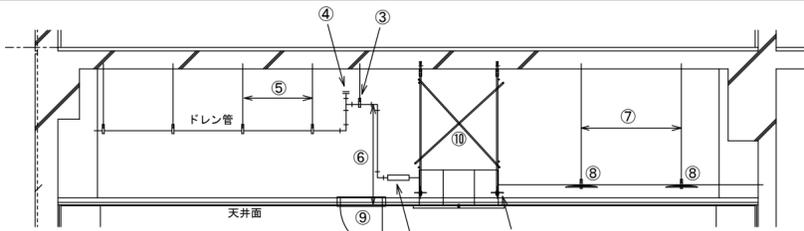


断面図 S=1:100

A2→A3 (71%縮小)

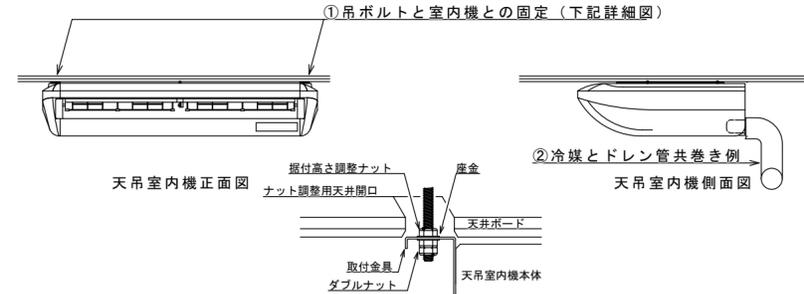
工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事		一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室	
図面名 断面図		高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学	
日付 R7-7月	縮尺 1/100	図面番号 A-04	

県標準図 1 3	パッケージエアコンの施工	製 作 平成29年 5月
----------	--------------	-----------------



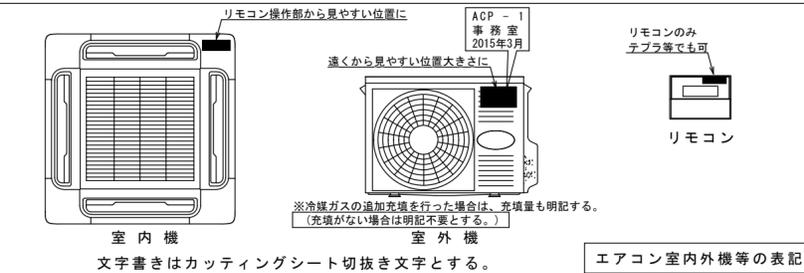
- ①機器の取り付けは、取付金具の下部ダブルナット・増締め後チェック用マーキングとする。
- ②室内機付属のフレキシブルホースは機器の直近に設ける。
- ③ドレン管の立上部には吊りを必ず設ける。
- ④ドレン管通水用に、立上下流側に掃除口を設ける。
- ⑤塩ビ製ドレン管の支持間隔は1m以内とする。(注：排水管の支持間隔)
- ⑥ドレン管の立上高さ等は製造業者の仕様とする。
- ⑦冷媒配管の支持間隔は基準外径9.52mm以下の場合1.5m以下、12.7mm以上の場合は2.0m以下とする。
- ⑧冷媒配管の被覆保護のため、市販の保温材保護プレートを設置する。
- ⑨点検口は、機器へのドレン管接続部近辺に設ける。
- ⑩耐震用の振れ止めに設ける全ねじボルトはボルト・ナットにて強固に取り付けること。

天カセエアコン室内機の施工における主な注意点



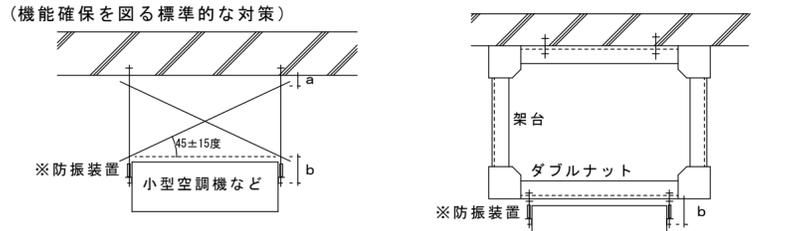
- ①地震等の大きな揺れで天井ボードが破壊され、取付金具が持ち上がり外れて落下しない対策を行う。
- ②ドレンアップ機能の付いていないドレン配管は、室内機直近で立ち下げる。

天つりエアコン室内機の施工における主な注意点

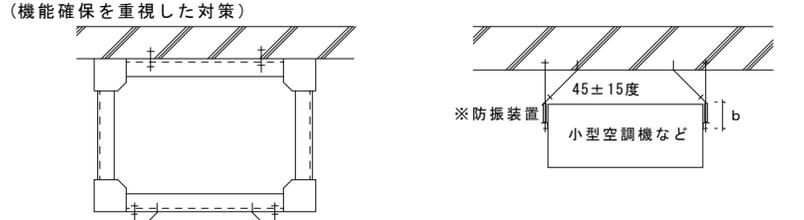
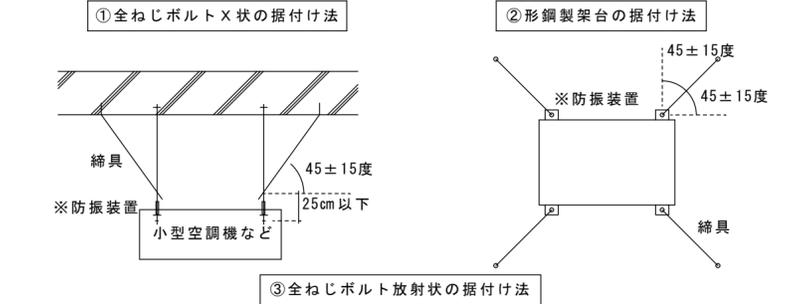


エアコン室内外機等の表記

県標準図 1 5	設備耐震対策措置	製 作 令和 2年 6月
----------	----------	-----------------



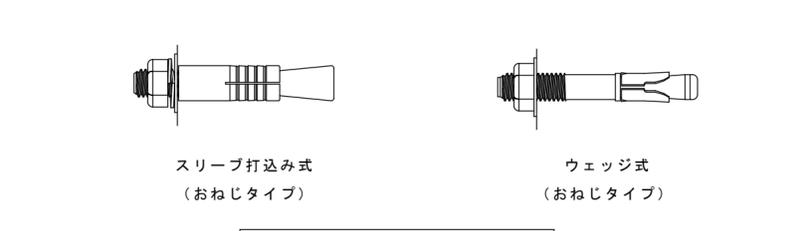
- ・ a + b が25cm以下は斜材不要。
- ・ a + b が25~30cmは、鉛直吊り長さが25cm以内になる斜材か、鉛直つりボルトを12φにする。
- ・ a + b が30cmを超える場合は、鉛直つり長さが25cm以内になる斜材が必要。
- ・ b が25cm以下は斜材不要。
- ・ b が25~30cmは、鉛直吊り長さが25cm以内になる斜材か鉛直つりボルトを12φにする。
- ・ b が30cmを超える場合は、鉛直つり長さが25cm以内になる斜材が必要。



- ・ b が20cm以下は斜材不要。
- ・ b が20~25cmは、鉛直吊り長さが20cm以内になる斜材か鉛直つりボルトを12φにする。
- ・ b が25cmを超える場合は、鉛直つり長さが20cm以内になる斜材が必要。

注) 防振装置の設置は機器リストや図面内の特記による。

県標準図 1 6	金属系アンカー	製 作 令和 2年 6月
----------	---------	-----------------

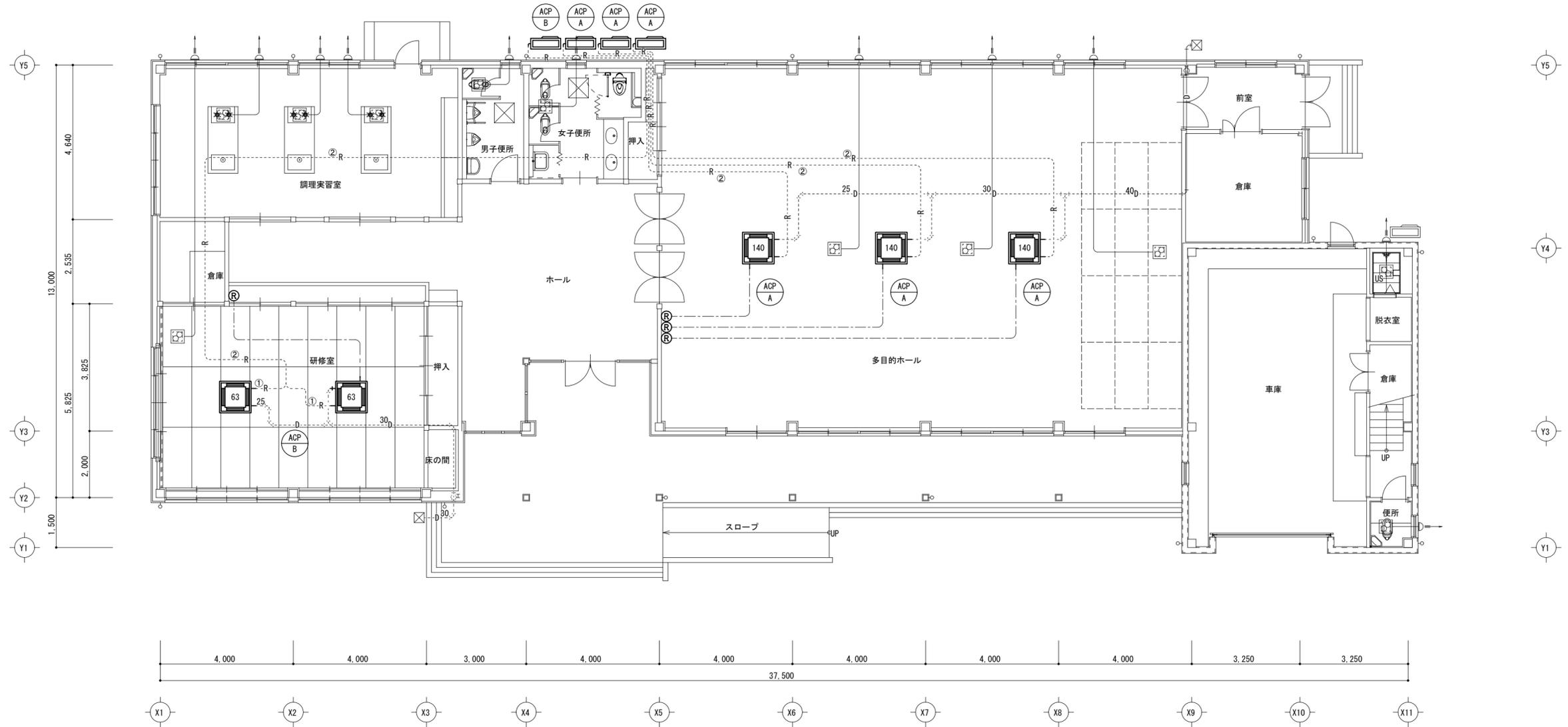


機器の固定に使用する金属系アンカー

※ ポンベハウスの固定アンカーに関する注意点 (部分抜粋)
アンカーボルトの穴は、深度80mmとしてコンクリートドリル刃外径16.5mmを使用し、水平なコンクリート基礎の上に設置します。ポンベハウスの土台を付属品の後施工アンカー(テーパーボルト式アンカー外径16mm溶融亜鉛めっき)にて止めてください。

ポンベハウスの固定に使用する金属系アンカー

工事名	佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事	一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室				
図面名	特記仕様書 (3)					
日付	R7-7月	縮尺	1/NS	図面番号	M-03	高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学



1階平面図 S=1/100

撤去機器リスト

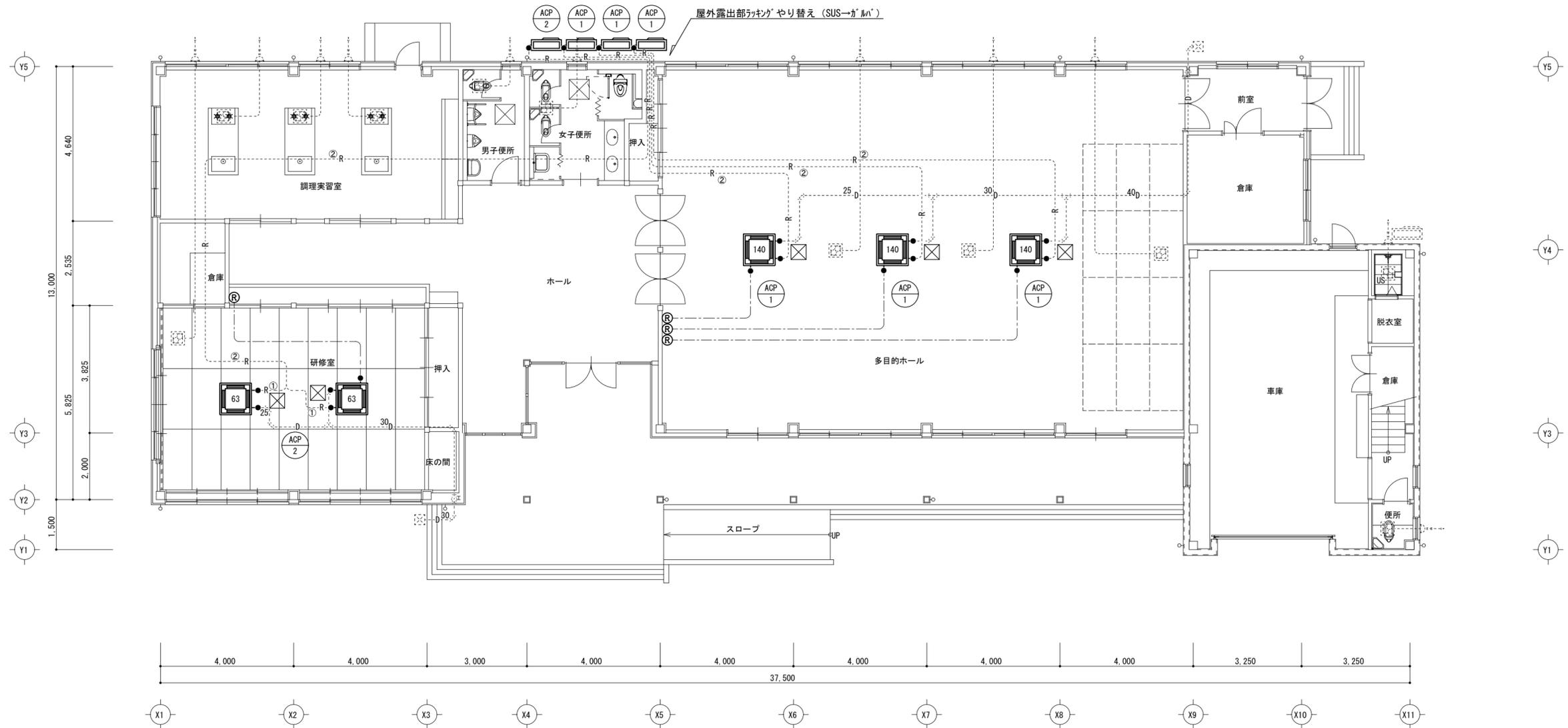
記号	機器名称	機器仕様	電源		消費電力 kW	台	備考
			相	電圧 V			
ACP-A	パッケージエアコン	天井吊り形4方向	3	200	定格	3	多目的ホール
	メーカー: SHYGJ160K	冷房能力: 定格14.0kW 暖房能力: 定格16.0kW					
		冷媒配管9.5×19.1 ドレン管25A ワイヤードリコン					
		冷媒(R22×3.9kg) コンクリート基礎に設置					
ACP-B	パッケージエアコン	天井吊り形4方向/同時ツイン	3	200	定格	1	研修室
	メーカー: SMYGJ140KD	屋外機冷房能力: 定格12.5kW 暖房能力: 14.0kW					
		屋内機冷房能力: 定格6.3kW×2 暖房能力: 定格7.1kW×2					
		冷媒配管: 主9.5×15.9 枝9.5×19.1, ドレン管25A ワイヤードリコン					
		冷媒(R22×3.7kg) コンクリート基礎に設置					

冷媒配管サイズ	
①	9.5×15.9
②	9.5×19.1

凡例	
	太線は撤去機器・配管を示す
	点線は残置機器・配管を示す
	撤去リコンを示す

A2→A3 (71%縮小)

工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事		一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室	
図面名 1階 空調平面図 (改修前)		高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学	
日付 R7-7月	縮尺 1/100	図面番号 M-04	



1階平面図 S=1/100

新設機器リスト

記号	機器名称	機器仕様	電源		定格消費電力 kW	台	備考
			相	電圧			
ACP-1	パッケージエアコン	天井吊り形4方向 最高効率機種	3	200	冷房	3	多目的ホール×3
		冷房能力：定格14.0kW 暖房能力：定格16.0kW			3.85		
		冷媒配管9.52×15.88 トリ管25A ワイヤードリコン			暖房		
		緑石ブロック コムマット10mm 転倒防止金物(SUS又は溶融垂鉛メッキ)			3.75		
ACP-2	ワイヤーパッケージエアコン	天井吊り形4方向/同時2台 最高効率機種	3	200	冷房	1	研修室
		屋外機冷房能力：定格12.5kW 暖房能力：14.0kW			2.97		
		屋内機冷房能力：定格6.3kW×2 暖房能力：定格7.1kW×2			暖房		
		冷媒配管：9.52×15.88 トリ管25A ワイヤードリコン			2.84		
		緑石ブロック コムマット10mm 転倒防止金物(SUS又は溶融垂鉛メッキ)					

冷媒配管サイズ	
①	9.5×15.9
②	9.5×19.1

凡例	
	太線は新設機器・配管を示す
	点線は残置機器・配管を示す
	既存配管接続箇所を示す
	新設リコンを示す
	天井点検口450口を示す(開口補強共)

A2→A3 (71%縮小)

工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事		一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室	
図面名 1階 空調平面図 (改修後)		高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学	
日付 R7-7月	縮尺 1/100	図面番号 M-05	

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 香南市野市町母代寺71番地1
2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積	消防法施行令別表第一
佐古防災コミュニティセンター	鉄骨造	一部2階建	495.68 m ²	(1) 口
		階建	m ²	
		階建	m ²	

(注) 延べ面積は建築基準法による表記

3. 工事項目

建物及び屋外工事種目	地区集会所			
照明器具設備				
動力設備	○			
受変電設備				
自家発電設備				
避雷設備				
非常灯設備				
電話保安器盤設備				
インターホン設備				
テレビ共聴設備				
電気時計設備				
放送設備				
誘導灯設備				
14呼出表示設備				
火災報知設備				
外灯設備				
構内線路				

II 工事仕様

1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（ただし、改修工事の場合は公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版）及び電気設備工事標準（令和4年版）による。

2. 特記仕様

- 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項のうち選択する事項は○印のついたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

項目	特記事項
① 機材	設備機材等指定表による。
② 工事に電力、水、その他	本工事に必要な工用仮設電力、水などの費用は請負者の負担とする。 官公署への手続きなどの費用は請負者の負担とする。 自家用電気工作物保安管理業務委託先 ・ 四国電気保安協会 ・ 中央電気保安協会 ・ () 構内に作ることが ・ できる ○ できない 次のものは原則として再生クラッシュランを使用する。 (屋外キュービクル基礎・外灯基礎・ハンドホール等の砂利地床) アスファルトは原則として再生品を使用する。 工事に伴い発生するコンクリート塊・アスファルト塊は原則として再資源化を図る。 ※構外搬出 搬出先の名称 () 所在地 () 運搬距離 () km その他 搬出先は上記を予定している。搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。 ・ 構内指定場所に敷き均し ・ 構内指定場所に堆積 高知県土木部建築課 特記仕様書（共通編）「産業廃棄物の処理について」によること。 はり貫通部のスリーブ及び補強 スリーブ ※本工事 ・ 別途工事 補 強 ※別途工事 ・ 本工事
③ 工用仮設物	
4 建設副産物	
5 建設発生土の処理	自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーヒンジ ※別途工事 ・ 本工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地の切込み及び補強 ※別途工事(僅出しは本工事) ・ 本工事 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地の切込み及び補強 ※本工事 ・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の仮枠及び補強 仮 枠 ※本工事 ・ 別途工事 補 強 ※別途工事 ・ 本工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※本工事 ・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ピット(ふたを含む) ※別途工事 ・ 本工事 屋外の受変電設備基礎 ※本工事 ・ 別途工事 動力機器（電動機など）への接続 ※本工事 ・ 別途工事 電話保安器用接地 ※本工事 ・ 別途工事 図面に記載されていない工事区分は、別編工事区分表による。
⑥ 産業廃棄物の処理について	
7 他工事との取り合い	

⑧ 電線類

- 9 呼び線
- 10 フラッシュプレート材質
- 11 加-プレート用途別表示
- ⑫ 接地極

EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。
耐火ケーブル(FP)及び耐熱ケーブル(HP)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。

長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
・ 樹脂製 ・ 新金属 ・ ステンレス
シール等を貼付する。

下記による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接 地 極
共同接地	E A E D	10Ω以下	E B (14φ) x 3連-2組
A種	E A	10Ω以下	E B (14φ) x 3連-2組
B種	E B	150 / I _s Ω I _s =1線地絡電流	E B (14φ) x 3連-2組
D種	E D	100Ω以下	E B (10φ) x 1
C種	E C	10Ω以下	E B (14φ) x 3連-2組
避雷用	E L	10Ω以下	E P x 1
高圧避雷用	E L H	10Ω以下	E B (14φ) x3 連-2組

13 埋設表示

避雷設備用及び共同接地極の表示 黄銅板製
上記以外の接地極及び地中配線の表示 100φ x 300のコンクリート杭に方向別を彫り込んだものとする。ただし、舗装された場合は鉄製ピンとする。

取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の実取付を行う。
工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗を測定し、測定表を監督職員に提出する。
工事の施工に伴い、既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
ステンレス製とする。（装柱金物を除く）

内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。
既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは原則としてダイヤモンドカッターによる。はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋検査器により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行い、施工前に工事監理業務受注者もしくは県建築担当による確認後、施工すること。なお、鉄筋・配管類を切断する恐れがある場合は、事前に監督職員と協議すること。コア抜き施工後は鉄筋切断の有無を工事監理業務受注者もしくは県の担当の立会いにより確認すること。

(室名)はスラブ天井を示し、その他は二重天井とする。
タンブラスイッチは大角型連用形とする。
壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。
単相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。
グリーン購入法(国等による環境物品等の調達推進等に関する法律)の判断基準適合品とする。

ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。
ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。
ケーブル配線に照明器具が送り端子付のもの(定格電流15A以上)及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくともよい。

照明器具の改修前と改修後に照度を測定する事とし、測定表を監督職員に提出する。
測定箇所については監督職員と協議を行う事。
設置した各部屋2箇所以上
分岐用配線用遮断機はJIS協約形2P50AFの1Pサイズとする。

分岐器、分配器、直列ユニットはBS・CS共用形(BL品)とする。 ・ 双方向型
電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要
埋設深さ 特記なきはGL-600以上とする。
地中管路には、管下5cm、管上10cm程度保護砂を入れる。
地中配線には電圧、線路長に關係なく横断シート(ダブル)を管頂と地表面の中間に設ける。
本工事は軌務並行改修として積算に用いる単価の補正を行っている。
設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。

なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
1) 設計用水平地震力
機器の重量[N]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

【設計用標準水平震度】

設置場所	機器種別	○ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 塔屋及び屋上	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
	防護支持の機器 水槽類(※1)	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
中間階	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
	防護支持の機器 水槽類(※1)	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
地下及び1階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
	防護支持の機器 水槽類(※1)	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6

ただし重要機器のアンカー計算における設計用標準水平震度は全階2.0とする。
【備考】(※1) 水槽類には燃料小出タンクを含む。
注：上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階
13階建以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 自立配電盤 ・ 発電装置(防災用) ・ 直流電源装置)
(・ 交流無停電電源装置 ・ 交換装置 ・ 自動火災報知受信機)
(・ 中央監視制御装置 ・ ・)

2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の2分の1とし、水平地震力と同時に働くものとする。

32 コンクリート工事/骨材

33 ハンドホール

⑭ 工事・完成写真

本工事において、細骨材に海砂を配合した生コンクリートを使用する場合、高知県内産海砂を配合したものを優先的に使用するものとする。

ハンドホールは現場打ち、ブロックのどちらでもよい。

写真の撮り方は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による 工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」による。

下記のものに監督職員に提出する。

区分	提出形式	備考
工事写真	A4版カラー印刷 画像データ(PJG形式) ※上記両方を提出	A4版カラー印刷には、写真内容説明を記入。
完成写真	A4版カラー印刷 画像データ(PJG形式) ※上記両方を提出	A4版カラー印刷には、写真内容説明を記入。 外観1枚を含む内外6枚程度。 完成検査時に提出。

⑮ 工事完成図

共通仕様書に従った完成図及び保守に関する指導案内書を監督職員に提出する。
A4版 2ツ折り製本 1部 ※要 ・ 不要
A3版 2ツ折り製本 1部 要 ○ 不要
CADデータ CD-R ※要 ・ 不要

36 石綿含有建材の調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
事前調査は書面調査、現地調査にて行う事とし、調査の結果により分析による石綿含有調査を行うか監督職員と協議を行う。
石綿含有建材の設計時調査(情報提供) ・ 有 ・ 無

37 機器取付高

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面の記載のない場合は原則として下表による。
ただし、監督職員の指示により変更することがある。(住宅は別途協議)

名 称	測 点	取付高(mm)	名 称	測 点	取付高(mm)
ブラケット(一般)	床上~中心	2,100	避雷接地用端子箱	地上、床下~中心	800
"(頭上)	"	2,500	接地極埋設機	地上~中心	600
"(鏡上)	鏡上端~中心	150	室内端子盤(廊下、室内)	床下~下端	300
避難口誘導灯	床下~下端	1,500以上	接地用端子箱	床下~下端	500
廊下通路誘導灯	床下~上端	1,000以下	子時計、スピーカ	床下~中心	(天井高)x0.9
スイッチ(一般)、アッチネータ	床下~中心	1,300	呼出ボタン(身体障害者用)	"	900
ｽｲｯﾁ、ｲﾝﾀｰﾎﾝ子機(身体障害者用)	"	1,100	復帰ボタン(")	"	1,800
ｺﾝﾍﾞﾄ、電話用ﾌﾗｲﾄﾞﾄﾞ、直列ユニット(一般)	"	300	廊下表示灯(")	"	2,000
"(和室)	"	150	テレビ機器収容箱	"	1,800
"(台所)	台上~中心	150	火報受信機(複合盤)	床下~操作部	800~1,500
ｺﾝﾍﾞﾄ(ガス漏れ検知器(LPGガス))	床下~中心	200	火報総合盤	床下~中心	800~1,500
分電盤、制御盤、親時計	"	1,500 (上端1,900以下)	コンセント(車庫)	床下~中心	800
開閉箱、中間端子盤(EPS、電気室)	"	1,500	ガス漏れ検知器(LPGガス)	床下~警報器上端	300
インターホン、副受信機	"		"(都市ガス)	天井面~中心	(天井面)-200
			引込開閉器箱(低圧)	床下~上端	2,000

備考 (天井高)x0.9は天井高が、2,500~3,000mmの場合に適用する。

⑯ 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策

対象建築材料等	使用制限
① 合板、木質系フローリング 構造用パネル、集成材 単板積層材、MDF パーティクルボード、ユリア樹脂板 壁紙、緩衝材、断熱材 保温材、仕上げ塗材	F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする。
② 塗料	ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ステレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含むしていない水性系のものとする。
③ 木材保存剤(防虫処理、防蟻処理等)	クロルピリホス、ダイアジノン、フェノプロカルブを含むしない、非有機リン系の薬剤とし加圧式防蟻・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後に現場搬入する。
④ 内装用接着剤、木工用接着剤 配管用接着剤、接合剤	1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ステレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含むしないものとする。 2)フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-ヘチルヘキシルを含むしない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
⑤ 家具、書架、実験台、什器 洗面化粧台、流し台	(①②③④)の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆又は同等品を使用する。)

室内に関わる材料(上記①~④及び建具、シール材、その他での接着剤や塗料の溶剤まで含む)については、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ステレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-ヘチルヘキシル、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノプロカルブの有無または成分について一覧表に記入し、その資料を添付して提出するものとする。

R060701

工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事

図面名 電気設備特記仕様書

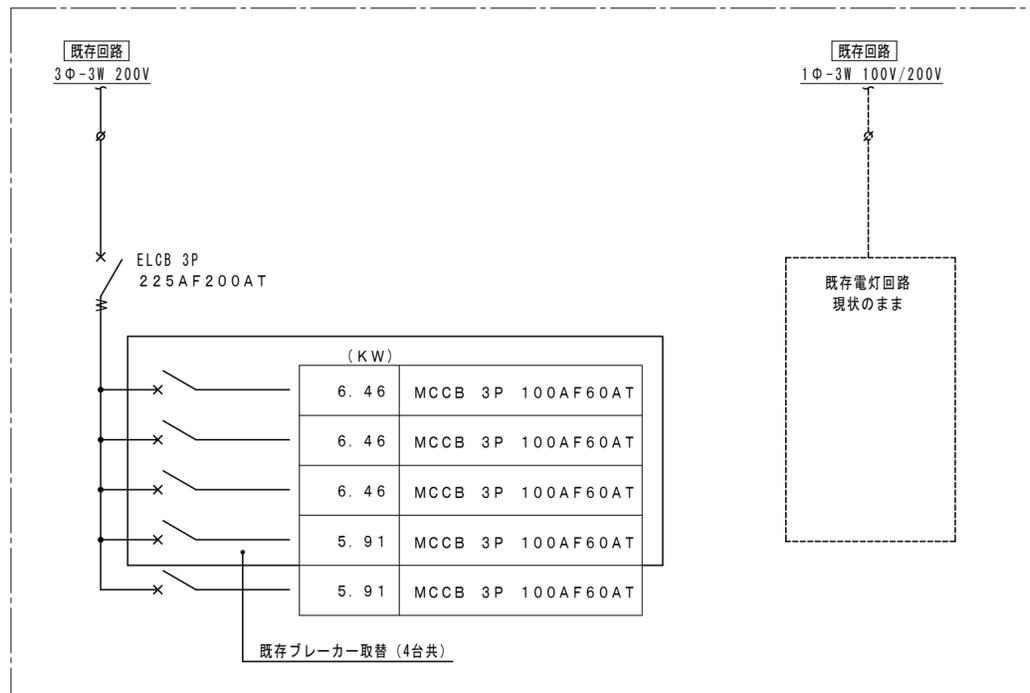
日付 R7- 7月 縮尺 図面番号 E-01

一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室

高知県高知市神田1060-1

TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号

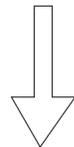
FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学



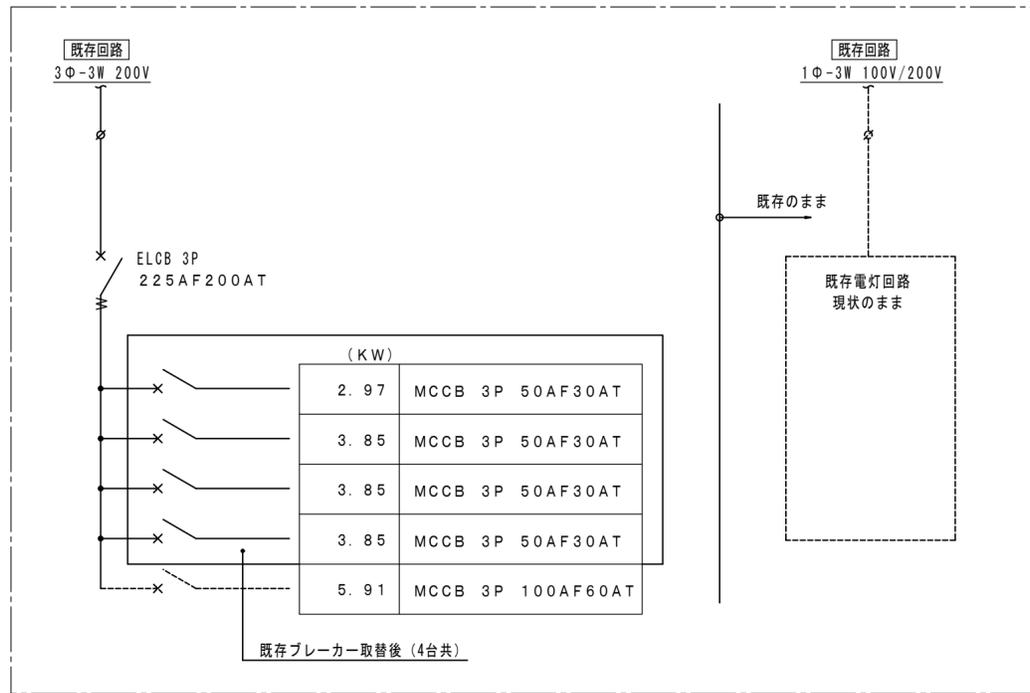
改修前

電気設備機材指定表	
盤類(公共建築工事標準仕様) 分電盤・制御盤 キュービクル式配電盤	(株)イトウテック 共栄電機工業(株) 光電設(株)
上記の他、令和6年版「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」に掲載されたもの	

既存ブレーカー取替後、撤去ブレーカー処分は本工事とする。



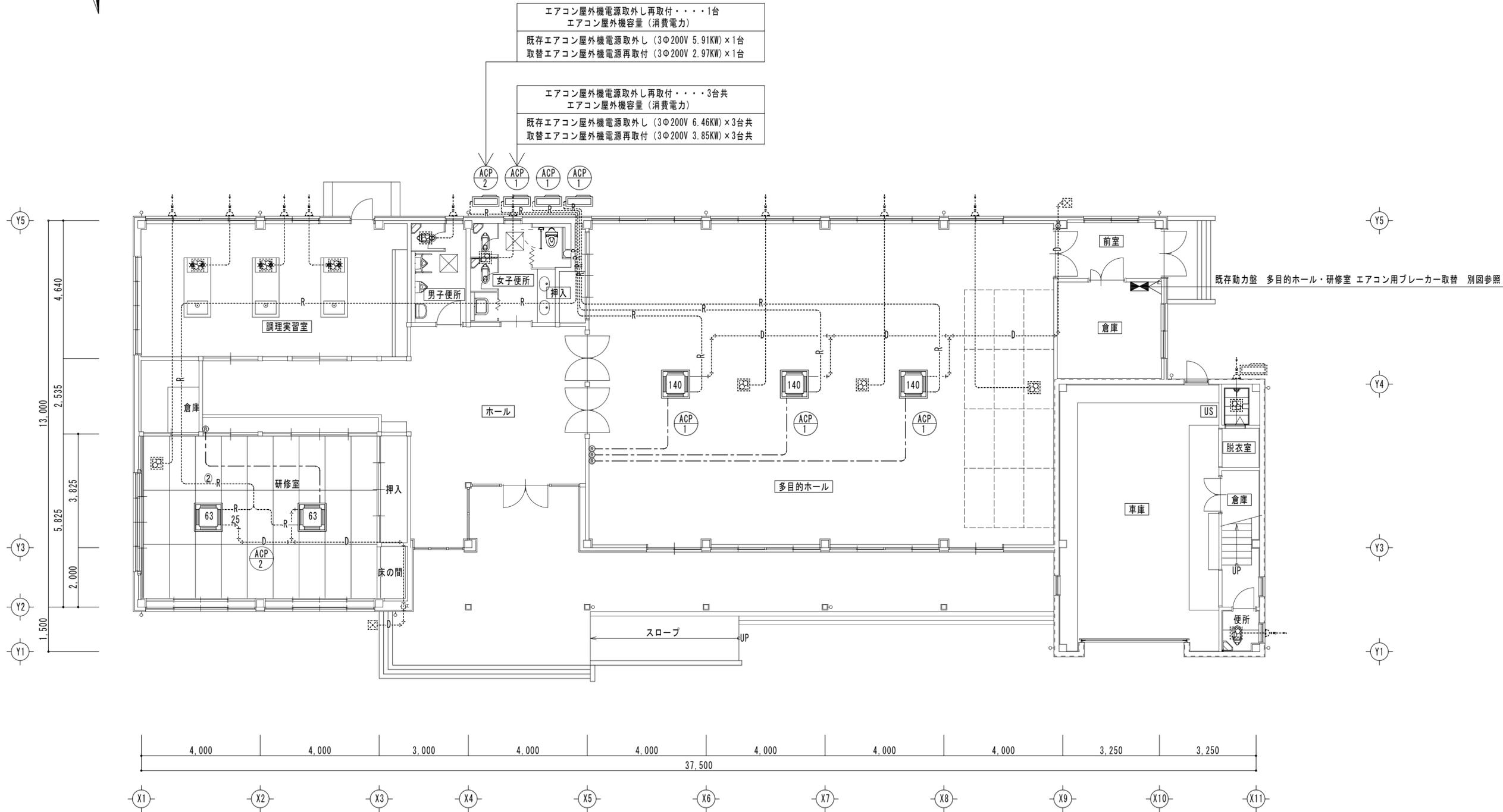
(既存電灯・動力盤)



改修後

(既存電灯・動力盤)

	工事名 佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事	一級建築士事務所 (株)アルファ建築設計室
	図面名 動力盤回路図 改修前・後 電気設備機材指定表	高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学
日付 R7- 7月	縮尺	図面番号 E-02



エアコン屋外機電源取外し再取付・・・1台
 エアコン屋外機容量 (消費電力)
 既存エアコン屋外機電源取外し (3Φ200V 5.91KW) × 1台
 取替エアコン屋外機電源再取付 (3Φ200V 2.97KW) × 1台

エアコン屋外機電源取外し再取付・・・3台共
 エアコン屋外機容量 (消費電力)
 既存エアコン屋外機電源取外し (3Φ200V 6.46KW) × 3台共
 取替エアコン屋外機電源再取付 (3Φ200V 3.85KW) × 3台共

既存動力盤 多目的ホール・研修室 エアコン用ブレーカー取替 別図参照

1階平面図 S=1/100

工事概要	
1. 既存動力盤 多目的ホール・研修室 エアコン用ブレーカー取替 別図参照	
2. エアコン屋外機電源取外し再取付・・・合計 4台共	
エアコン屋外機電源取外し再取付 多目的ホール 3台	
エアコン屋外機電源取外し再取付 研修室 1台	
3. エアコン屋内機電源取外し再取付・・・合計 5台共	
エアコン屋内機電源取外し再取付 多目的ホール 3台	
エアコン屋内機電源取外し再取付 研修室 2台	

A2-A3 (71%縮小)

工事名	佐古防災コミュニティセンター空調機器更新工事		一級建築士事務所 (株) アルファ建築設計室
図面名	動力設備改修 1階平面図		高知県高知市神田1060-1 TEL 088-821-9893 一級建築士事務所 高知県知事登録1135号 FAX 088-821-9894 一級建築士 第251773号 安岡 学
日付	R7- 7月	縮尺 1/100	図面番号 E-03